

僚泣血拜立又設置神主于海國寺前書琉球真嚴玄性居士靈位後記琉球國渡嘉敷親雲上麻真富寬延二己巳歲正月十二日四十歲卒永代月忌供料金三兩寄附焉事見別錄其寺住持叔峯祀之隨付與金三兩以永代之祭資享年四十號真嚴

一雙

乾隆十四年己巳三月十三日為吊祭事 聖上遣女官賜御香五本御玉實

右も役中帳内無出入相調引合方本無遲々相濟外段被申出神妙存外、此旨右面々口達ニ可申渡者也

未十二月廿三日

三司官

勘定奉行

尚穆王世代

乾隆二十年乙亥十二月四日因冊封使賈臨為御進物方筆者

乾隆二十九年甲申三月朔日為讀谷山間切檢者

乾隆三十四年己丑二月九日不祿享年五十八號仁岳

室向氏天久親方朝柴女真松
乾隆二十三年戊寅十月七日死號解心
長女思龜
乾隆二年丁巳十一月十八日申半時生嫁于溫氏森山里之子親雲上紹保

長男真叙

次女真牛 乾隆十五年庚午二月二十九日生

繼室趙氏仲村渠親雲上保弘女真蒲戸 嘉慶三年戊午四月十日死號履謙

三女武樽金 乾隆二十七年壬午十一月十日生

尚敬王世代

雍正二年甲辰二月十八日結歛髻

乾隆三年戊午六月十二日叙若里之子

乾隆四年己未七月朔日因國中地方御支配為針圖筆者

勸役月

乾隆五年庚申十二月十九日為給地御倉筆者

乾隆八年癸亥六月十五日叙黃冠

乾隆十五年庚午六月六日為錢御藏大屋子

乾隆十六年辛未十二月二十三日蒙錢御藏役之時褒書其書如左

尚穆王世代

雍正二年甲辰二月十八日結歛髻

乾隆三年戊午六月十二日叙若里之子

乾隆四年己未七月朔日因國中地方御支配為針圖筆者

勸役月

乾隆五年庚申十二月十九日為給地御倉筆者

乾隆八年癸亥六月十五日叙黃冠

乾隆十五年庚午六月六日為錢御藏大屋子

乾隆十六年辛未十二月二十三日蒙錢御藏役之時褒書其書如左

尚穆王世代

雍正五年丁未九月二十六日結歛髻

乾隆四年己未十二月二十一日為普請奉行所筆者

勸役月

乾隆八年癸亥七月五日為川調方筆者

乾隆九年甲子五月朔日為那霸湊浚方筆者勤役八箇月

勸役月

乾隆十年乙丑十二月十八日為給地御藏筆者拜

朝廷之時 聖上遣女官賜御玉貫

原是御近習筆者勤故也

乾隆十二年丁卯賞賜褒書其書如左

覺(原文草書)

寅年給地御藏役人

田頭で親雲上

久志ひ親雲上

渡嘉敷里之子

上地筑登之

右者役中帳内無出入相調引合方本無遲々相勤、且又拜借帳之儀義

氣を付調置付、早速相遂付段其座より申出有之神妙ニ存付、此旨

右面々口達ニ可被申渡者也

卯五月十二日

勘定奉行

三司官

麻姓家譜(田名家)

童名松金唐名麻元鼎行三康灝五十一年壬辰十一月十九日生

父真仲

母展氏真蒲戸

室向氏天久親方朝柴女真松

乾隆二十三年戊寅十月七日死號解心

長女思龜

乾隆二年丁巳十一月十八日申半時生嫁于溫氏森山里之子親雲上紹保

長男真叙

次女真牛 乾隆十五年庚午二月二十九日生

繼室趙氏仲村渠親雲上保弘女真蒲戸

嘉慶三年戊午四月十日死號履謙

三女武樽金 乾隆二十七年壬午十一月十日生

尚敬王世代

雍正二年甲辰二月十八日結歛髻

乾隆三年戊午六月十二日叙若里之子

乾隆四年己未七月朔日因國中地方御支配為針圖筆者

勸役月

乾隆五年庚申十二月十九日為給地御倉筆者

乾隆八年癸亥六月十五日叙黃冠

乾隆十五年庚午六月六日為錢御藏大屋子

乾隆十六年辛未十二月二十三日蒙錢御藏役之時褒書其書如左

尚穆王世代

雍正二年甲辰二月十八日結歛髻

乾隆三年戊午六月十二日叙若里之子

乾隆四年己未七月朔日因國中地方御支配為針圖筆者

勸役月

乾隆五年庚申十二月十九日為給地御倉筆者

乾隆八年癸亥六月十五日叙黃冠

乾隆十五年庚午六月六日為錢御藏大屋子

乾隆十六年辛未十二月二十三日蒙錢御藏役之時褒書其書如左

尚穆王世代

雍正五年丁未九月二十六日結歛髻

乾隆四年己未十二月二十一日為普請奉行所筆者

勸役月

乾隆八年癸亥七月五日為川調方筆者

乾隆九年甲子五月朔日為那霸湊浚方筆者勤役八箇月

勸役月

乾隆十年乙丑十二月十八日為給地御藏筆者拜

朝廷之時 聖上遣女官賜御玉貫

原是御近習筆者勤故也

乾隆十二年丁卯賞賜褒書其書如左

覺(原文草書)

寅年給地御藏役人

田頭で親雲上

久志ひ親雲上

渡嘉敷里之子

上地筑登之

右者役中帳内無出入相調引合方本無遲々相勤、且又拜借帳之儀義

氣を付調置付、早速相遂付段其座より申出有之神妙ニ存付、此旨

右面々口達ニ可被申渡者也

卯五月十二日

乾隆十二年丁卯六月十五日叙黃冠

乾隆十四年己巳正月二十四日為御物奉行方假筆者

- (49) 鉄錠 鉄のたが。
 (50) 竹婦人 竹夫人とも。涼をとるため寝台に置く竹のだきかご。
 (51) 小瓶 小さなかめ。

印勘合の符文一道を給発し、都通事魏獻蘭等に附し、取執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の験実に遇えれば、即便に放行し、留難して遅悞するを得る母からしめよ。

須らく符文に至るべき者なり。

計開す

2-50-26 琉球國中山王尚穆の、乾隆三十一年の進貢のため、都通事魏獻蘭等に付した符文

(乾隆三十一《一七六六》、十一、二十四)

琉球國中山王尚（穆）、進貢の事の為にす。

照らし得たるに、本爵、世天朝の洪恩に沐し、会典に遵依して二年一貢し、欽遵して案に在り。

茲に乾隆三十一年の進貢の期に当たれば、特に耳目官阿必振・正議大夫阮大鼎・都通事魏獻蘭等を遣わし、表章を齎捧し、梢役共に二百を過ぎざるの員名を率領し海船二隻に坐駕せしめ、煎熟硫黃一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運して兩船に分載す。一船の礼字第九十一号には煎熟硫黃六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、一船の礼字第九十二号には煎熟硫黃六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、前みて福建等處承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き叩きて聖禧を祝らしめんとす。

所有の差去する員役は、文憑無ければ以て各處の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に、王府の礼字第九十号半存留通事一員鄭維興人伴六名、在船通事一員毛景裕人伴四名、在船火長・直庫四名陳天龍馬永烈林維新安能慮水梢共右の符文は都通事魏獻蘭等に付し、此れを准けしむ

乾隆三十一年（一七六六）十一月二十四日

注
 (1) 洪恩 大いなる恩恵。
 (2) 装運 桶包し運ぶこと。

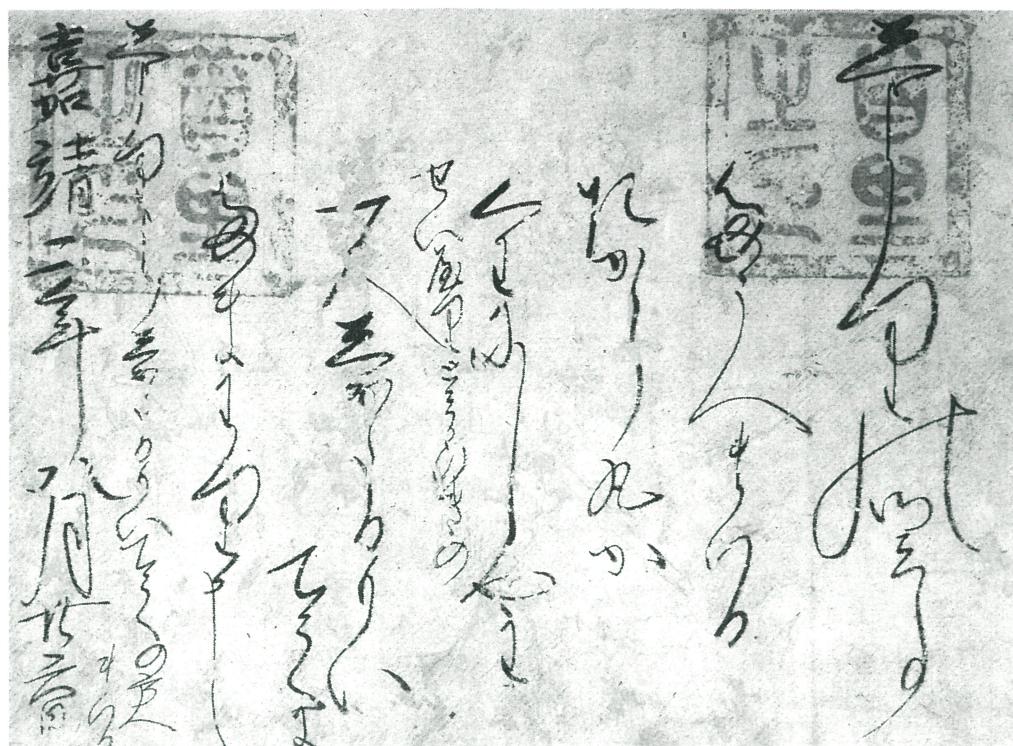
(3) 礼字 交易船の確認のため船舶に付した字号で、勘合の用紙の束の名称が「礼」であることを意味する。

(4) 差去 派遣する、つかわす。

(5) 文憑 証拠となる文書。証明書。官吏の赴任命令証書、旅行証

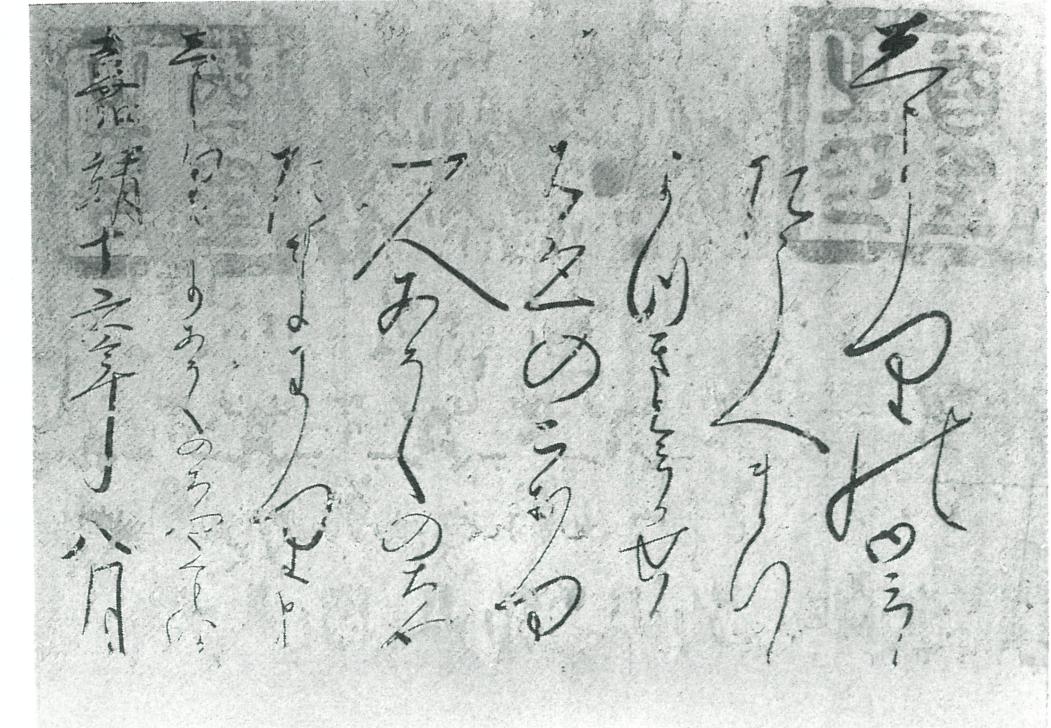
- (4) 鉄錠 鉄のたが。
 (5) 竹婦人 竹夫人とも。涼をとるため寝台に置く竹のだきかご。
 (6) 小瓶 小さなかめ。
- (1) 明書などをいう。ここでは符文を指す。
 (2) 阻留 さえぎりはばんで留める。通行を阻止して拘留すること。
 (3) 半印勘合 琉球よりの使節であることを証明する割り印を押した証明書。
- (4) 符文 琉球国王が進貢使節に対して発給した証明書。通常の進貢使のほか、冊封謝恩使・慶賀登極使・先帝への進香使・官生など、北京へ赴く人員に対しても交付された。
- (5) 在船都通事 進貢船乗員の役職の一つ。赴京せず、その船で帰国するたが、乾隆年間中頃から朝京都通事と称されるようになった。
- (6) 遷悞 遅れて予定の期日に間に合わない。
- (7) 朝京都通事 京（北京）にのぼる都通事。もとは都通事と称したが、乾隆年間中頃から朝京都通事と称されるようになった。
- (8) 関津 水陸の要所に設置された関所。税関。
- (9) 巡哨 見回る。巡回する。巡邏する。
- (10) 異實 調べて事実かどうか確かめる。
- (11) 留難 引き留めて難題をふっかける。
- (12) 収執 受け取る。
- (13) 前去 行く、出向く。
- (14) 遅誤 遅れて予定の期日に間に合わない。
- (15) 遷悞 遅れて予定の期日に間に合わない。
- (16) 朝京都通事 京（北京）にのぼる都通事。もとは都通事と称したが、乾隆年間中頃から朝京都通事と称されるようになった。
- (17) 在船都通事 進貢船乗員の役職の一つ。赴京せず、その船で帰国する都通事を、進貢正副使とともに使節団の一員として北京へ赴く都通事と区別するための呼称。接回などの赴京要員のない渡航では、船と共に帰る在船都通事も単に都通事と呼ぶ。久米村系の人を任ずる。康熙十九年頃から、一回の進貢に在船都通事一人、在船通事一人と共に、二号船には在船都通事・在船通事各一人が乗船するという形にほぼ定着した。
- (18) 毛景昌 ?～乾隆四十七年（一七八二）。喜瀬親雲上（『家譜』卷五〇三〇三頁、向重勲の譜）。『宝案』では乾隆二十三年の在船都通事（卷四一）、三十一年の在船都通事（卷五〇）、三十九

- (19) 阮為模 天久里之子親雲上（『家譜』卷二）九二六頁、林維新的譜）。乾隆三十一年の在船都通事。
- (20) 在船使者 進貢船で福建に渡り、進京せず、その船で帰国する使者を、同行の上京する使者と区別するための呼称。接回や探問など上京要員のない渡航では、船と共に帰る使者も単に使者と呼ぶ。首里・那覇系の人が任じられた。
- (21) 馬維章 康熙五十一～乾隆四十七年（一七一二～八一）。首里系馬姓八世。泉州親雲上良記。乾隆二十年当座敷、二十三年座敷、三十三年申口座に陞る。評定所筆者などを経て乾隆十九年の頭号船大筆者、三十一年の頭号船才府として中国へ赴いた。乾隆二十六年に具志川間切兼个段地頭職、三十二年に恩納間切安富祖地頭職を授かる（『馬姓家譜』支流泉州家）。
- (22) 麻元階 康熙五十四～乾隆三十二年（一七一五～六七）。首里系麻氏（田名家）十二世。渡嘉敷親雲上真勝。乾隆二十六年当座敷、二十七年座敷に陞る。乾隆二十四年に渡嘉敷間切総地頭職を授かる。御物奉行方帳主取などを経て乾隆三十一年の頭号船官舎として中国へ赴き、三十二年に福州で病没（『家譜』卷五九二頁）。
- (23) 毛允義 吳屋親雲上（『家譜』卷二）九二六頁、林維新的譜）。乾隆三十一年の在船使者。『宝案』では乾隆三十五年の在船使者（卷五四）としても名がみえる。
- (24) 郎昌 乾隆二十一年の在船使者。『宝案』では乾隆二十三年の在船使者（卷五四）としても名がみえる。〔五〇一二八〕では「即昌」、「五四一〇」では「郎昌」、「五四一一」では「朗昌」と

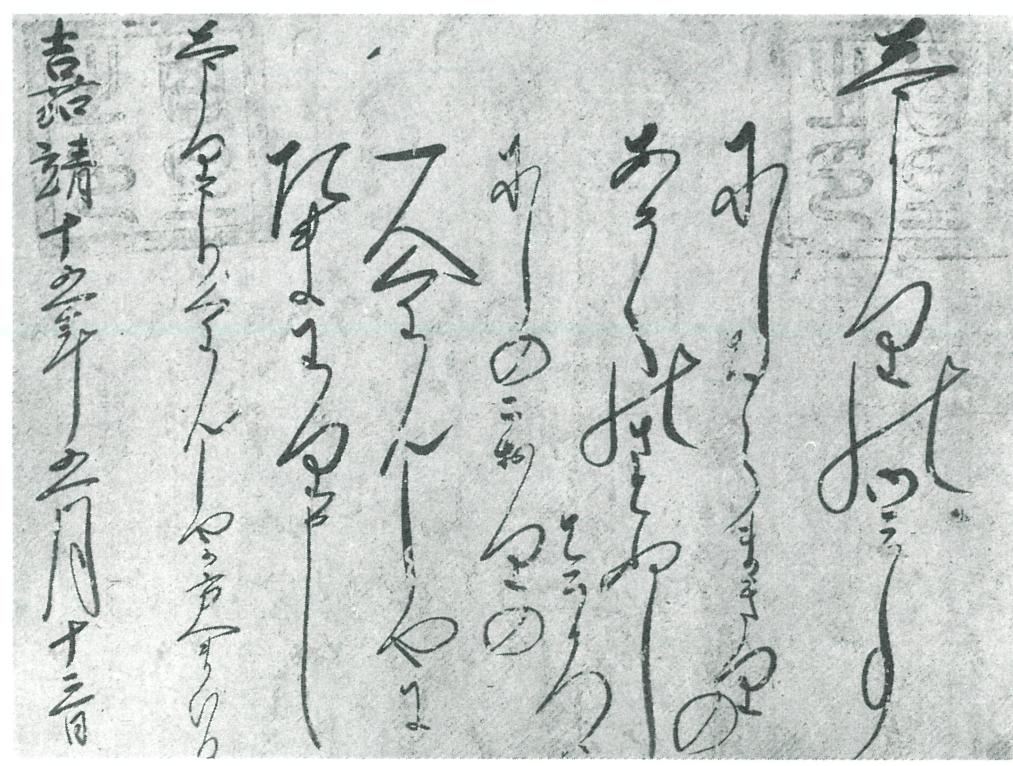


第一册 (1541年) 縦27.5×横37.0

しよりの御ミ事/たうへまいる/たから丸か/くわにしやわ/せいやりと
ミかひきの/一人しほたるもい/てこくに/たまわり申候/しよりよりし
ほたるもいてこくの方へ/まいる/嘉靖二年八月廿六日 『麻姓家譜』四
世真孟/嘉靖二年癸未八月二十六日為進貢謝恩正議大夫鄭繩長史金良赴閩
之時為寶丸御船之官舍到閩

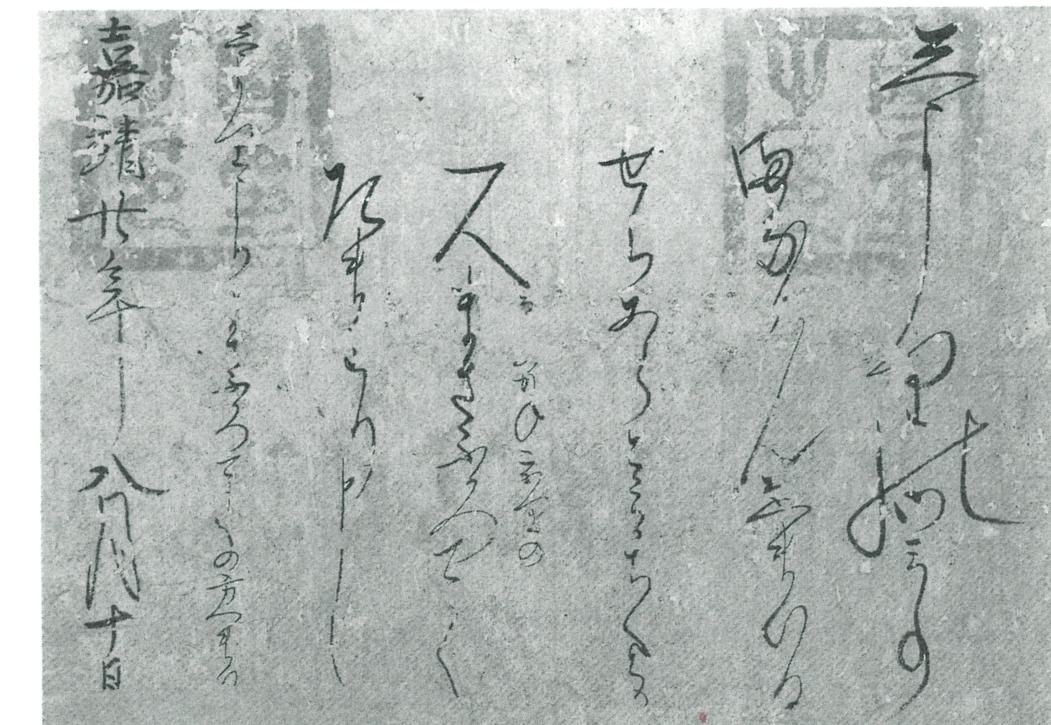


しよりの御ミ事/たうへまいる/よつきとミかせんとうハ/はゑのこおり
の/一人あめくの大やくもいに/たまわり申候/しよりよりあめくの大や
くもいか方へまいる/嘉靖十六年八月廿日 『家譜』四世真孟/本年(嘉
靖十六丁酉)八月二十日為進貢事正議大夫陳賦長史蔡廷美赴中華之時為世
統富御船之使者到閩



第二册 (1541年) 30.5×40.9

しよりの御ミ事/にしらまきりの/あめくのさとぬし/ところハ/にし
のこおりの/一人くわんしやに/たまわり申候/しよりよりくわんしやか
方へまいる/嘉靖十五年五月十三日 『家譜』四世真孟/嘉靖十五年丙申
五月十三日任西原間切天久地頭職



しよりの御ミ事/まなはんゑまいる/せちあらとミかちくとのハ/□
かねこほりの/一人まさふろてこくに/たまわり申候/しよりよりまさふ
ろてこくの方へまいる/嘉靖廿年八月十日 『家譜』五世真命/嘉靖二十五
年辛丑八月十日為勢治荒富筑登之役赴南蛮

1-25-14 国王尚真の、進貢のため長史蔡遷等を遣わす符文
(一五一七、九、一五)

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

今、特に長史蔡遷等を遣わし、表文一通を齎捧し、寧字号海船一隻に坐駕して馬一十五匹・硫黃二万斤を裝載し、京に赴き進貢し、仍お礼部に赴き告稟して進取せしむる外、茲の諭遣を承くれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

長史一員 蔡遷
使者一員 馬參魯 馬加尼
通事一員 程祿 人伴一十九名

国王附搭の蘇木五千斤

正徳十二年(一五一七)九月十五日

右の符文は長史蔡遷・通事程祿等に付し、此れに准ぜしむる外、茲の諭遣を承くれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

○ 今開す 赴京の
長史一員 金良
使者三員 寿達魯 馬南北 嘉満度 通事一員 蔡邃
人伴二十一名

国王附搭の蘇木二千斤・胡椒一千斤

嘉靖二年(一五二三)八月十七日

右の符文は長史金良・通事蔡邃等に付し、此れに准ぜしむる外、茲の諭遣を承くれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

1-25-15 国王尚真の、進貢謝恩のため長史金良等を遣わす符文
(一五二三、八、一七)

琉球国中山王尚真、進貢、謝恩等の事の為にす。

今、特に正議大夫鄭繩を遣わし、長史金良等と共に、表文一通を齎捧せしむ。仁字号海船一隻に坐駕して馬一十五匹・硫黃二万斤を裝載し、京に赴き進貢し、仍お礼部に赴き告稟して進取せしむる外、茲の諭遣を承くれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

長史一員 金良
使者三員 寿達魯 馬南北 嘉満度 通事一員 蔡邃
人伴二十一名

国王附搭の蘇木二千斤・胡椒一千斤

嘉靖二年(一五二三)八月十七日

右の符文は長史金良・通事蔡邃等に付し、此れに准ぜしむる外、茲の諭遣を承くれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

1-25-16 国王尚真の、進貢のため長史金良等を遣わす符文
(一五二五、八、一五)

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

今、特に長史金良・使者支刺嘉尼等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。仁字号海船一隻に坐駕して馬一十五匹・硫黃二万斤を裝載し、京に赴き進貢し、仍お礼部に赴き告稟して進取せしむる外、茲の諭遣を承くれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

長史一員 金良
使者三員 支刺嘉尼 金志良 嘉満度 通事一員 蔡瀚
人伴二十二名

国王附搭の胡椒一千斤

嘉靖四年(一五二五)八月十五日

1-25-17 世子尚清の、進貢のため長史蔡瀚等を遣わす符文
(一五二九、八、一五)

琉球国中山王世子尚清、進貢等の事の為にす。

今、特に長史蔡瀚・使者馬吾刺等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。天字号小船一隻に坐駕して馬二匹・硫黃五千斤、通事林盛の船内に、馬二匹・硫黃五千斤を附送し、共に一万斤・馬四匹を裝載し、京に赴き進貢し、仍お礼部に赴き告稟して進取せしむる外、茲の諭遣を承くれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

○ 長史一員 蔡瀚
使者一員 馬吾刺
都通事一員 梁椿

嘉靖八年八月十五日

人伴十九名

び沿海巡哨の官軍の験実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

存留在船使者一員 馬益志 人伴二名

存留在船通事一員 金昇 人伴二名

管船火長・直庫二名 林濬 馬加泥

梢水一百二十一名

嘉靖十六年（一五三七）八月二十日

右の執照は正議大夫陳賦及び通事金昇等に付し、此れに准ぜしむ

進貢慶賀等の執照

事の為にす

今開す 赴京の

長史一員 蔡廷美

使者一員 寿達路

通事一員 林喬

人伴十七名

存留在船使者二員 賈滿度 錢林

存留在船通事一員 蔡廷会 人伴六名

管船火長・直庫二名 金鼎 戴刺

梢水共に一百七名

嘉靖十六年（一五三七）八月二十日

右の執照は存留在船通事蔡廷会等に付し、此れに准ぜしむ

進貢慶賀等の執照

事の為にす

存留在船使者一員 馬益志 人伴二名

存留在船通事一員 金昇 人伴二名

管船火長・直庫二名 林濬 馬加泥

梢水一百二十一名

1-29-26 国王尚清の、進貢慶賀のため長史蔡廷美等を遣わす執照

（一五三七、八、二〇）

琉球国中山王尚清、進貢、慶賀等の事の為にす。

今、特に正議大夫陳賦を遣わし、長史蔡廷美等と同^{とも}に表箋文各一通を齎捧せしむ。宇字号海船一隻に坐駕し、馬八匹・硫黃一万斤を裝載して京に赴き進貢す。所^よりて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黃字三十二号半印勘合執照を給して存留在船通事蔡廷会等に付し、收執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処^{ところ}及び沿海巡哨の官軍の験実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

1-29-27 国王尚清の、進貢のため長史梁梓等を遣わす執照

（一五三九、八、二）

琉球国中山王尚清、進貢等の事の為にす。

特に長史梁梓・使者源徳等を遣わし、表文一通を齎捧して宙字号小船一隻に坐駕し、馬四匹・硫黃一万斤を裝載して京に赴き進貢せしむ。所^よりて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黃字三十七号半印勘合執照を給して存留在船都通事梁顥等に付し、收執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処^{ところ}及び沿海巡哨の官軍の験実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

琉球国中山王尚清、進貢の方物を護送する事の為にす。

今開す 赴京の

長史一員 梁梓

使者一員 源徳

通事一員 金昇

人伴十七名

嘉靖十八年（一五三九）八月初一日

右の執照は存留在船都通事梁顥等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の執照

事の為にす

1-29-28 国王尚清の、進貢の方物を分載して都通事林喬等を遣わす執照

（一五三九、八、一）

琉球国中山王尚清、進貢の符文〔一五三二〕には存留在船通事とある。

今、都通事林喬を遣わし、使者慈努等と同^{とも}に、夷梢を率領して小船一隻を擇駕し、馬二匹・硫黃一万斤を裝載し、護送して前來し貢に充て、仍お福建布政使司に赴き告稟して進収せしむる外、所^よりて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黃字三十八号半印勘合執照を給して都通事林喬等に付し、收執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処^{ところ}及び沿海巡哨の官軍の験実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

存留在船使者一員 錢林 徒人二名

存留在船都通事一員 梁顥 徒人三名

管船火長・直庫二名 金鼎 吳羅

梢水共に九十三名

今開す

支密邇自不無顧葉若遺之患其添公之為始遷之祖而湘祖等諸公之為支派也何無明乎雖然千載之下擅動古人遺譜即莫非誇張往哲自托於

神明之胄若一有不當則獲戾之愆擢髮難數矣故大書特書悉依祖譜所

圖而案中諸公不見于譜者皆另畱一圖以示存信闕疑之意噫嘻觀是譜

者翼翼小心然而生焉予愧僻處海外固陋無文何敢任作譜事但草創

無人則世系從茲淪替余忝大夫之列亦與有責焉爰依祖譜例詳世次圖

世系與子弟輩參考成之顏曰唐榮梁氏譜附于祖譜之末至于討論之修

飾之潤色之余老矣將投簪鮮組築室山居以樂天年珥筆之事是所望於後人也夫

吳江梁氏家譜 (一世 梁嵩)

吳江梁氏見於舊案中而祖譜無徵者錄

添

通事湘

永樂年間奉 使為通事赴閩上京

通事復

洪熙元年乙巳為收買進貢貨物事奉 使為通事到暹羅國

通事振

洪熙元年乙巳十二月十七日為喪禮事奉 使為通事入閩赴京

長史回

宣德三年戊申二月十二日為謝恩事奉 使為長史入閩赴京

通事蜜祖

洪熙元年乙巳十二月十七日為喪禮事奉 使為通事入閩赴京

正議大夫椿

弘治十七年甲子七月十二日為進貢事奉 使為存留在船通事隨正議大夫

程璉等入閩

嘉靖九年庚寅八月二十一日為進貢事奉 使為都通事隨長史蔡瀚等入閩赴京

使益沙每等帶器等貨前往佛大泥國出產地面兩平收買蘇木胡椒等物回國

嘉靖十二年癸巳正月二十一日為尋問消息事奉 使為正議大夫同通事陳賦等入閩

嘉靖十二年癸巳八月二十日為進貢事奉 使為正議大夫同通事陳賦等入閩

閩赴京

正德七年丁卯八月十九日為進貢事奉 使為火長隨正議大夫程璉等入閩

沙每等前往暹羅國收買蘇木胡椒等物回國

正德八年癸酉八月初七日為進貢事奉 使為火長隨正議大夫梁能等入閩

正德四年己巳八月十八日為預備下年進貢貨物事奉 使為火長隨正使益滿度等前往滿刺加國收買蘇木胡椒等物回國

正德五年庚午八月十九日為進貢事奉 使為火長隨正議大夫梁能等入閩

正德六年辛未八月十三日為預備下年進貢貨物事奉 使為火長隨正使馬

正德四年己巳八月十八日為預備下年進貢貨物事奉 使為火長隨正使桂

火長寶

正德四年己巳八月十八日為預備下年進貢貨物事奉 使為火長隨正使桂

滿度等前往滿刺加國收買蘇木胡椒等物回國

正德五年庚午八月十九日為進貢事奉 使為火長隨正議大夫梁能等入閩

正德六年辛未八月十三日為預備下年進貢貨物事奉 使為火長隨正使馬

吳江梁氏家譜 (一世 梁嵩)

正議大夫炤

室蔡氏貞加戶法名妙月正議大夫屋良蔡瀚女

嘉靖二十六年丁未三月七日為進貢事奉 使為通事隨正議大夫陳賦

長史蔡廷會等入閩赴京

嘉靖二十八年己酉二月十三日為進貢事奉 使為通事隨正議大夫梁顯等入閩

入閩赴京

嘉靖三十二年癸丑二月初十日為進貢事奉 使為長史同正議大夫蔡廷會等入閩

閩赴京

宣德六年辛亥為進貢事奉 使為長史同通事李同保等入閩

正統二年丁巳三月二十三日為朝貢事奉 使為長史同通事陳康等入閩赴京

正統四年己未四月初九日為慶賀事奉 使為長史同通事蔡讓等入閩赴京

正統五年庚申十月十六日為朝貢事奉 使為長史同使者楊布明泰入閩赴京

正統六年戊午十月初四日為慶賀事奉 使為長史入閩赴京

正統六年辛酉七月初六日為朝貢事奉 使為長史入閩赴京

正統七年壬子八月十六日為謝恩并番貨事奉 使為通事同通事李教等人入閩赴京

正統九年甲寅八月十五日為謝恩事奉 使為通事隨長史梁求保入閩赴京

正統元年丙辰十月一日為禮儀事奉 使為通事同通事鄭智到暹羅國

正統二年丁巳八月十六日為禮儀事奉 使為通事同正使步馬結制坐順字

正統四年己未三月初六日為慶賀事奉 使為通事同使者由南結制到閩乞船

正統七年壬子九月三十日為禮儀事奉 使為通事到暹羅國

正統元年丙辰十月一日為禮儀事奉 使為通事同通事鄭智到暹羅國

正統二年丁巳八月十六日為禮儀事奉 使為通事同正使步馬結制坐順字

正統九年甲寅八月十五日為謝恩事奉 使為通事隨長史梁求保入閩赴京

正統元年丙辰十月一日為禮儀事奉 使為通事同通事鄭智到暹羅國

正統二年丁巳八月十六日為禮儀事奉 使為通事同正使步馬結制坐順字

正德十三年戊寅九月十八日為預備下年進貢貨物事奉 使為通事同正使

麻美等前往暹羅國收買蘇木胡椒等物回國

正德九年甲戌八月十三日為預備下年進貢貨物事奉 使為火長隨正使五

刺每等前往暹羅國收買蘇木胡椒等物回國

王命為官生入南京國子監讀書習禮此時共蒙

國王恩賜胡椒八百斤叩謝即搭貢船前去

嘉靖十四年乙未二月初八日為謝恩事奉 使為都通事隨王^(一)毛實等入閩赴京

正德七年壬申八月十三日為預備下年進貢貨物事奉 使為長史同通事金昇等入閩赴京

正德八年癸酉八月初七日為進貢事奉 使為火長隨正議大夫梁能等入閩

正德四年己巳八月十八日為預備下年進貢貨物事奉 使為火長隨正使桂

滿度等前往滿刺加國收買蘇木胡椒等物回國

正德五年庚午八月十九日為進貢事奉 使為火長隨正議大夫梁能等入閩

正德六年辛未八月十三日為預備下年進貢貨物事奉 使為火長隨正使馬

正德四年己巳八月十八日為預備下年進貢貨物事奉 使為火長隨正使桂

滿度等前往滿刺加國收買蘇木胡椒等物回國

正德五年庚午八月十九日為進貢事奉 使為火長隨正議大夫梁能等入閩

正德六年辛未八月十三日為預備下年進貢貨物事奉 使為火長隨正使馬

正德四年己巳八月十八日為預備下年進貢貨物事奉 使為火長隨正使桂

滿度等前往滿刺加國收買蘇木胡椒等物回國

梅姓家譜(田名家)

三世宗和 田名親雲上 童名保金唐名梅條昌行 一天啓五年乙丑五月二十日生

父宗好

母富氏眞鶴甲

室張氏東風平筑登之親雲上宗自女眞滿号花岳

長男宗賀

長女思戶 順治六年己丑正月三日生嫁于吳氏石川親雲上

政博雍正八年庚戌十月二十三日死壽八十二

次女眞龜 順治十二年乙未二月四日生嫁于楊春榮山口親雲上康熙

五十二年癸巳十二月二十一日死壽六十五号恭淑

三女眞牛 順治十四年丁酉十月十六日生嫁于曲氏新垣筑登之親雲上

次男(宗文) 田名筑登之親雲上別有家譜

三女眞牛 于曲氏新垣筑登之親雲上重休

新參關姓家譜(嘉手納家)

新參關姓家譜 正統

紀 錄

新參一世憑武 嘉手納親雲上

童名實三良唐名關忠勇崇禎十五年壬午三月二十五日生

父大見武筑登之親雲上

母宮城筑登之親雲上女玉津

室無系大見武筑登之親雲上女武樽金

新參長男憑房

尚質王世代 順治十三年丙申八月二十日結歡誓

康熙二年癸卯為壺細工赤八卷頂戴

に乗船し、各々四人の人伴を持つという形にほぼ定着した。

なお在船通事は乗船した船の執照をあずかった。

(3) 楊春榮 この時の執照(三四一三)では楊國盛とある。

1-27-07

世子尚貞の、進貢のため耳田官(富茂昌等)を遣わす符文

(一六七〇、一〇、一三)

琉球国中山王世子尚(貞)、進貢の事の為にす。

旨の二年一貢を奉じ、欽遵せるは案に在り。査照するに、康熙九年(一六七〇)は歳、貢期に当れば敢て愆越せず。此の為に

今、耳目官・正議大夫・使者・都通事等の官の富茂昌・蔡国器・⁽¹⁾梁邦翰等を遣わし、表・咨を齎捧して前來し進貢せしむ。

因りて海船二隻を備えて水梢を率領するに、毎船に均幫する上下の員役は共に二百人の数に盈たず。煎熟硫黃一万二千六百斤・馬十四・海螺殼三千個、正貢の外に特に加えたる鬃煙五十匣・番紙二万張・蕉布一百匹を載運し、福建等処承宣布政使司に前赴して投遞し、起送して京に赴く。

拵りて差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。理として合に符文を給發して以て通行に便ならしむべし。此の為に王府、今、義字第十七号半印勘合符文を給して都通事梁邦翰等に付し、收執して前去せしむ。如し経

同四年乙巳六月二十八日為進貢事正議大夫鄭思善國吉親雲上勢頭毛氏浜比嘉親雲上盛勝將赴中華之時為小唐官舍然處從蘇州有命令者就先年唐之亂融中絕而於今進貢之始也可遣大和横目云云因茲代蔡氏小橋川親雲上由政被召留也

康熙六年丁未正月三十日為父跡日伊平屋島田名地頭職

尚質王世代

康熙九年庚戌為進貢事耳田官吳氏新田親雲上宗則正議大夫蔡國器大宜味親雲上赴中華之時為大(唐)船才府同十一月十五日那霸開船入閩十年辛亥七月罹重病雖療治醫藥無驗至同八日不祿享年四十七号元信

康熙九年庚戌四月二十一日叙筑登之座敷

本年十一月進貢大唐船才府梅氏田名親雲上宗和官舍都氏渡口親雲上正弘赴中夏之時為大五主到閩已事而同十一年壬子六月歸國

康熙十一年壬子十月十五日叙黃冠

康熙十二年癸丑三月進貢使向氏名嘉眞親雲上朝衆正議大夫蔡彬喜友名親雲上赴中夏之時為北京宰領赴閩三月十八日到于定海賊船大小十三艘自兩面來圍逼而攻擊自辰時攻日中相戰負庇幸免死時好風送乘船去過五門邊賊懼守禦船退去是以得平安抵閩安鎮也同十一月十一日福州起身甲寅正月到北京已事赴於福州之道到于江南時靖南王叛而發兵因茲道路難通留滯於蘇州四年丙辰十月靖南王降矣故得回福建同八月歸國

康熙十九年庚申十一月進貢使毛氏識名親雲上安依正議大夫梁邦翰國吉親雲上赴中夏之時為北京宰領到閩同二十一年壬戌六月歸國

康熙二十二年癸亥十一月謝恩王舅毛氏池城親方安憲紫金大夫王明佐國場親方赴中夏之時為北京宰領到閩次年二月福州起身到於杭州白糸過の閩津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遲悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

耳田官一員 富茂昌 人伴十二名

正議大夫一員 蔡國器 人伴十二名

都通事一員 梁邦翰 人伴六名

使者四員 吉逢原 鄭明惠 蔡守善 都久治 人伴十六名

在船都通事一員 林士奇 人伴三名

在船通事一員 阮世隆 人伴三名

留邊通事一員 鄭弘良 人伴三名

管船火長・直庫四名 毛鳳彩 ⁽⁶⁾魏士哲 惠之仁 高自廉

右の符文は都通事梁邦翰等に付し、此れに准ぜしむ

康熙九年(一六七〇)十月十三日

符文

注*この進貢については『清史稿』康熙十年八月戊申の条に記事がある。

なお、この進貢の際、小船は船ごと海賊に奪われ、乗員の一部が、上陸した廈門から福州に逃れた。帰國後、薩摩で審問を受けた蔡國器の家譜(家譜(二)二九八頁)に、その詳細な記述がある。又、『中山世譜附卷』卷一、康熙十二年に、この時奪われた銀両が、長崎に来航した中國商船より没収され、琉球に返却さ

【出典一覧】

- 資料 1 :『那覇市史 資料篇第一巻七 家譜資料三』 pp.592-593
- 資料 2 :『歴代宝案 訳注本第 6 冊』 pp.42-43
- 資料 3 :『那覇市史 資料篇第一巻七 家譜資料三』 pp.581-582
- 資料 4 :『企画展 田名家所蔵品展—ある首里士族の 400 年』 pp.8-9
- 資料 5 :『歴代宝案 訳注本第 2 冊』 pp.42-43
- 資料 6 :『歴代宝案 訳注本第 2 冊』 pp.152-153
- 資料 7 :『歴代宝案 訳注本第 2 冊』 pp.446-447
- 資料 8 :『那覇市史 資料篇第一巻六 家譜資料二（下）』 p.753,758
- 資料 9 :『那覇市史 資料篇第一巻八 家譜資料四』 p.428,82、『歴代宝案 訳注本第 2 冊』
p.89